

研究開発成果の取扱いに関する検討会 報告書

平成14年5月

研究開発成果の取扱いに関する検討会

目 次

はじめに	1
第1章 検討範囲	2
第2章 研究開発成果の取扱いの現状と問題点	3
I. 研究開発成果の取扱いの現状	3
1. 研究開発成果の帰属	3
2. 研究開発成果の利用	4
(1) 研究開発成果の研究開発の場での広い利用	4
(2) 知的財産の産業利用	4
(3) 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立	4
II. 研究開発成果の取扱いにおける問題点	5
1. 新しい知の創造を図るという観点から見た問題点	5
2. 我が国経済の活力維持・持続的発展を図るという観点から見た問題点	5
第3章 研究開発成果活用の基本的考え方	7
I. 研究開発成果の帰属	7
II. 研究開発成果の利用	7
1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進	7
2. 知的財産の産業利用の促進	7
3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立	8
第4章 研究開発成果活用の具体的なあり方	9
I. 研究開発成果の帰属	9
1. 研究開発成果の帰属	9
(1) 原始的帰属	9
(2) 利用を促進するための最終的な帰属	10
(3) 管理の実施	13
(4) 共有	13
2. 研究者が異動した場合の帰属の変動	14
II. 研究開発成果の利用	14
1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進	15
(1) 研究開発の場での広い利用と利用の制限	15
(2) 利用の手続・提供価格	16
(3) 共有	19

2. 知的財産の産業利用の促進	19
（1）知的財産権等の実施（利用）の条件	19
（2）知的財産権等の実施許諾等を受けている者の実施（利用） の増進	20
（3）知的財産権等の実施許諾等を受けている者が不実施（利用） の場合の取扱い	21
（4）知的財産権等の実施許諾等又は譲渡に伴う対価の公的研究 機関・研究者への還元	21
（5）共有	22
3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立	24
（1）知的基盤等の整備・提供と知的財産権による保護の両立	24
（2）知的財産権による保護と広い利用との両立	25
（3）知的財産の秘匿と広い利用との両立	26
＜参考＞用語の定義	27

はじめに

現在、我が国は産業の国際競争力の低下、少子高齢化の進展等の課題を抱え、また、世界は地球規模の食糧、資源エネルギーの不足、地球温暖化等といった困難な課題に直面している。

「知の世紀」と呼ばれる21世紀に踏み出した今、これらの課題を克服し、我が国が世界のトップランナーとして活躍していくためには、研究者が自由な発想により最大限能力を発揮できる競争的な研究開発環境を整備し、研究開発を推進することによって新しい知の創造を図り、それを積極的に利用していくことが重要である。

換言すれば、新しい知の創造の結果創出された研究開発成果については、その利用によりさらなる知の創造に努力すること、及び国際的な競争環境の中での我が国経済の活力維持・持続的発展を図るため新たに創出された知の利用を促進すること、が要請されている。

公的研究機関^{*1}で創出される研究開発成果には、微生物、実験動物、植物新品種等の生物遺伝資源、化合物や材料のサンプル、岩石試料、各種計測データのような情報、図面（設計図、地形図等）や、発明、著作物等の知的財産など、有形あるいは無形の種々のものがある。

しかしながら、公的研究機関における研究開発成果の帰属と利用のあり方が必ずしも明確でなかったため、上述のような要請に必ずしも十分に応えることができていないという問題があった。

米国クリーブランド・クリニック財団で研究していた理化学研究所研究員が経済スパイ法違反容疑で起訴された事件を契機として、研究開発成果の帰属と利用に関する問題に対する関心が高まり、昨年12月には、総合科学技術会議により研究開発成果の取扱いのルールを緊急に整備すべき旨の提言がなされている^{*2}。

これらの状況を踏まえ、文部科学省科学技術・学術政策局長及び研究振興局長の私的研究会として設置された「研究開発成果の取扱いに関する検討会」では平成14年1月以来、6回に及ぶ会合を開催して、研究開発成果の帰属と利用に関する問題の検討を行い、その取扱いに関する基本的な考え方を取りまとめた。

なお、研究開発成果の取扱いの詳細については本来公的研究機関自身が主体的に決めるべきことであるが、各公的研究機関における、本報告書に示した考え方を踏まえた積極的な取組みがより一層望まれる。

また、本報告書に示した考え方にに基づき、公的研究機関以外の研究機関においても研究開発成果の利用の促進がなされることが期待される。

*1 定義については、p29「＜参考＞用語の定義」を参照

*2 参考資料3 「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて（意見）」（平成13年12月25日、総合科学技術会議）

第1章 検討範囲

本報告書における「研究開発成果」は、以下の範囲のものであり、公的研究機関の業務範囲に属するものを検討の対象としている。中でもこれまで帰属と利用のあり方が必ずしも明確でなかったものを中心に検討した。

本報告書のその他の主な用語については、「＜参考＞用語の定義」を参照されたい。

＜「研究開発成果」の範囲＞

研究開発成果とは以下のものをいい、有体物及び無体物からなる*³。

①研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

論文等の刊行物発表の対象、学会やシンポジウムでの口頭発表の対象あるいは特許出願等の対象となりうるものは通常これに該当する。対象となりうるものとしては、ある疾病の治療に有用な新規化合物、新しく開発された情報処理装置、新たに発見した新種の昆虫等、種々のものが挙げられる。

②研究開発の際に創作又は取得されたものであって①を得るのに利用されるもの

例えば、化合物の新規合成中間体、情報処理装置を生産するのに用いられる素子、抗体を調製するのに用いられる抗原等が挙げられる。

③①又は②を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたものであって、財産的価値、学術的価値その他の価値のあるもの

例えば、研究開発の目的である微生物Aをスクリーニング・分離する際に取得された新規微生物B、天体Xを観測していた際に発見された天体Yの観測データ等が挙げられる。

「財産的価値、学術的価値その他の価値のあるもの」とは、財産的価値、学術的価値等、人間社会において何らかの価値があると判断されるもののことである。いわゆる廃棄物は通常③には含まれない。

なお、①～③の対象について記録・記載した電子記録媒体、紙記録媒体等も含む。

*3 論文、講演その他の言語の著作物等の著作権は検討範囲から除かれることに留意。文章等の表現を保護の対象とするものであって、研究開発成果自体を保護の対象としないものであるからである。

第2章 研究開発成果の取扱いの現状と問題点

1. 研究開発成果の取扱いの現状

公的研究機関における、研究開発成果の帰属と利用に関するルールの現状は以下のとおりであり、総じて明確であるとは言い難い状況にある^{*4*5}。

1. 研究開発成果の帰属

＜特許権＞

特許権については、ほぼ全ての公的研究機関で帰属が定められている。主な国立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人等では、ほとんどの機関で「原則として国・機関に帰属」あるいは「国・機関が一部又は全部を承継」とされている。また国立大学等では、旧文部省の通知^{*6}により、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に特別に国が措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等については国に帰属し、それ以外は大学教官等に帰属する旨定められている。

＜実用新案権及び意匠権＞

実用新案権、意匠権については、国立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人等では特許権に準ずる取扱いがなされている。国立大学等では、実用新案権は特許権と同じ取扱いがなされているが、意匠権に関しては定めがない。

＜データベース及びプログラムの著作権＞

データベース及びプログラムの著作権については、約半数の国立試験研究機関、特殊法人、独立行政法人等では、特許権に準じ「原則として国・機関に帰属」あるいは「国・機関が一部又は全部を承継」とされている。また、国立大学等では、旧文部省の通知^{*7}により、国から特別に措置された経費を受けて作成されたデータベース及びプログラムの著作権は国に帰属し、それ以外は大学教官等に帰属する旨定められている。

＜その他の研究開発成果＞

*4 参考資料4 「知的財産権を含む研究成果の取扱いについて」（平成13年11月14日、総合科学技術会議科学技術システム改革専門調査会）

*5 参考資料5 「研究開発成果の取扱いの現状」

*6 参考資料6 「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」（昭和53年3月25日付け文学術第117号文部省学術国際局長・大臣官房会計課長通知）

*7 参考資料7 「国立大学等の教官等が作成したデータベース等の取扱いについて」（昭和62年5月25日付け文学術第140号文部省学術国際局長・大臣官房会計課長通知）

特許権、実用新案権、意匠権並びにデータベース及びプログラムの著作権以外の研究開発成果の帰属については、ほとんどの公的研究機関では定められていない。

このように、公的研究機関における研究開発成果の帰属は必ずしも全てに関して明確にはなっていない。

なお、研究者が異動した場合の特許権等の帰属については、総じて異動前と同様の（すなわち帰属の変動はない）取扱いとなっている。

2. 研究開発成果の利用

研究開発成果の利用を促進するには、そのための体制を整備し、創出された研究開発成果のうち権利化等が可能な知的財産の適切な保護を図る必要があるが、多くの公的研究機関においてはそれが十分になされていない。

（１）研究開発成果の研究開発の場での広い利用

ほとんどの公的研究機関では、研究開発成果の研究開発の場での広い利用を促進するルール（研究開発成果の利用手続、利用を制限する条件等）の整備はなされていない。

なお、知的基盤である生物遺伝資源等の提供を行っている公的研究機関には、その提供ルールを定めているところがある*⁵。

（２）知的財産の産業利用

特許権については、多くの公的研究機関では、実施料、実施許諾を受けた第三者が正当な理由なく実施しない場合の別の者への実施許諾、特許権が共有に係る場合の取扱い等のルールが通常定められている。

また、実用新案権、意匠権並びにデータベース及びプログラムの著作権については、特許権に準じた取扱いがなされている場合が多い。

しかしながら、特許権等の実施許諾等を受けている者の実施（利用）を増進するための配慮（事業活動の予見可能性の確保等）が十分なされているとはいえない状況にある。

それ以外の知的財産の産業利用を促進するルールについては、ほとんどの公的研究機関では整備されていない。

（３）研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

知的財産権によって保護された知的財産を知的基盤等として提供しようとする場合や、科学・学術的価値を有する知的財産を取扱う場合等、研究開発成果の研

研究開発の場での広い利用と知的財産の保護の両立を図る必要がある場合があるが、これについて規定等が整備されている公的研究機関はない。

Ⅱ. 研究開発成果の取扱いに関する問題点

研究開発成果の研究開発の場での広い利用を促進し新しい知の創造を図るとともに、知的財産の産業利用を促進し国際的な競争環境の中で我が国経済の活力維持・持続的発展を図るという観点から、研究開発成果の取扱いの現状をみると、以下のような問題が抽出される。

1. 新しい知の創造を図るという観点から見た問題点

①研究開発成果の不明確な帰属とその流通の阻害

研究開発成果の帰属が必ずしも全てに関して明確にはなっていないため真の所有者が明らかでないことがあり、また利用を促進するルールの整備がなされていないので、研究開発の場における研究開発成果の円滑かつ適正な流通が阻害されるおそれがある。

②研究開発成果の不適切な管理による知的資産の蓄積と研究開発の場での利用の阻害

研究開発成果が適切に管理されないまま廃棄されたり、滅失・国外流出したりするおそれがあり、知的基盤等の整備・提供をはじめとする知的資産の蓄積と研究開発の場での広い利用が進まないおそれがある。

③知的財産の保護との両立を図る必要がある場合の問題が未解決

研究開発成果の研究開発の場での広い利用と知的財産の保護の両立を図る必要がある場合（知的財産権によって保護された知的財産を知的基盤等として研究開発の場へ提供する場合等）の適切な取扱いができないため、知的財産の研究開発の場での広い利用が進まない可能性がある*⁸。

2. 我が国経済の活力維持・持続的発展を図るという観点から見た問題点

*⁸ なお、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定。参考資料2）では、知的基盤のデータや知見の提供と利用に関し、知的財産権その他の法的問題に関する基本ルールを整備するとされている。

①知的財産権等の実施（利用）が不十分

知的財産を適切に保護し、知的財産権等の実施（利用）を促進する体制が不十分であることも相俟して、公的研究機関の知的財産権等の十分な実施（利用）がなされていない^{*9}。

②知的財産創出のインセンティブ付与が不十分

知的財産権等の実施（利用）と、それに伴う対価の公的研究機関・研究者への還元が不十分であるため、公的研究機関・研究者の知的財産創出のインセンティブが付与されない。

③知的財産権によって保護された知的財産を事業として研究開発の場へ広く提供する場合の問題が未解決

知的財産権によって保護された知的財産を事業として研究開発の場へ広く提供する場合（知的基盤等の整備・提供事業を行う場合）に適切な取扱いができない。

^{*9} なお、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定。参考資料2）では、公的研究機関において、有用な研究開発成果を実用化に結びつける仕組みを整備することとされている。

第3章 研究開発成果活用 of 基本的考え方

研究開発成果の帰属と利用に関する問題を解決し、研究開発成果の利用を促進するための基本的考え方をまとめれば以下のとおりとなる。

I. 研究開発成果の帰属

知的活動の成果である研究開発成果の創出は、発明等の知的財産をはじめとして研究者の創作力・努力に大きく依存していることから、一般的に研究開発成果は原始的には研究者に帰属すると考えられる。しかしながら、研究開発成果の利用を促進するという観点から、契約、勤務規則その他の定めにより研究開発成果を最終的には公的研究機関に帰属させることが適当である。

II. 研究開発成果の利用

公的研究機関は必要な体制（知的財産の権利化、知的財産関連訴訟の対応等のための体制）を整備し、創出された研究開発成果のうち権利化等が可能な知的財産の適切な保護を図る必要がある。

それとともに以下のような研究開発成果の利用を促進するルールを整備することが適当である。

1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進

基本的に公的研究機関・研究者が研究開発の場で自由に研究開発成果を利用できるようにする一方、公的研究機関・研究者には、研究開発成果を研究開発の場で広く利用可能とするための貢献（知的基盤等の整備をはじめとする知的資産の蓄積と研究開発の場での広い利用に対する貢献等）を求めることが適当である。

その際、研究開発の場での広い利用を妨げることのないよう、その利用を制限できる場合を明確化するとともに、簡素な手続での利用が行えるようにする必要がある。

2. 知的財産の産業利用の促進

知的財産権等の実施許諾等を受けている者の実施（利用）の増進（事業活動の予見可能性の確保等）に配慮する。一方、知的財産権等の実施許諾等を受けている者が正当な理由なく知的財産権等の実施（利用）をしていないときは、知的財産権等の実施許諾等の取り消し、別の者への知的財産権等の実施許諾等又は譲渡